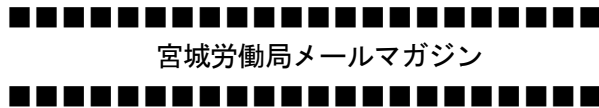


2021年3月3日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

《局長だより》

《お知らせ》

1. 「雇用調整助成金」の特例措置等の延長及び特に業況が厳しい大企業への助成率引上げについて
2. 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」対象期間・申請期限の延長について
3. 新型コロナ対策実施のための5つのポイント
4. 春季における年次有給休暇の取得促進について

《局長だより》

宮城県の1月の有効求人倍率は1.22倍と前月を0.08ポイント上回りました。前月比0.08ポイントも上回るのは9年ぶりで、コロナ影響から社会経済活動レベルが上がっていく中で、求人についても持ち直しの動きがみられます。一方で、新規求人はコロナ前から2割減の水準で、事業先行きの不透明感から求人を出し控える動きが依然として続いており、事業主都合による離職者は前年比増加、コロナに起因する解雇等見込み労働者数は2月に228人と、樂觀できない状態です。

コロナの影響で現在も休業に関する相談や雇用調整助成金の申請がハローワークや労働局で行われているところで、当局としても適切、迅速な支援が行われるよう取り組んでいきます。

1. 「雇用調整助成金」の特例措置等の延長及び特に業況が厳しい大企業への助成率引上げについて

(1) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置の延長

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで(※1) 特例措置を延長いたします。

※1 緊急事態宣言が3月7日に解除された場合、4月末まで。

(2) 特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率引上げ

今般の緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等に対しては、雇用調整助成金等に係る大企業の助成率を最大10/10に引き上げます。また、生産指標(売上等)が前年又は前々年同期と比べ、3か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大10/10に引き上げました。

- ・ 解雇等を行わない場合の助成率
10/10 (これまでの特例措置の助成率3/4)
- ・ 解雇等を行っている場合の助成率
4/5 (これまでの助成率2/3)

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8063)

2. 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」対象期間・申請期限の延長について

(1) 特例措置等の延長

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「休業支援金等」という。)については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで(※1)対象期間を延長します。

令和2年10月から12月までの期間に対する申請期限は、令和3年3月31日まで。令和3年1月から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの期間に対する申請期限は、対象期間の末日の属する月の3ヶ月後の末日までとなります。

※1 緊急事態宣言が3月7日に解除された場合、4月末まで。

(2) 大企業の非正規雇用労働者の取扱い等について
休業支援金等については、以下の要件に該当する大企業に雇用される方についても対象となりました。

○対象となる労働者

大企業に雇用されるシフト労働者等(※2)であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方(※2)労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

○対象となる休業期間及び支給額

- ・令和2年4月1日から6月30日までの休業：休業前賃金の60%
 - ・令和3年1月8日以降の休業（※3）：休業前賃金の80%
- （※3）令和2年11月7日以降の時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含む。

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付コールセンター（0120-221-276）

3. 新型コロナ対策実施のための5つのポイント

医療従事者へのワクチン接種が開始される等明るいニュースもありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策の徹底が重要です。

職場における対策として、～取組の5つのポイント～が実施されているかを確認し、未実施の場合には下記URLのリーフレットにお示ししている対策実践例を参考に的確な取組をお願いします。

また、職場における感染防止対策に御不明の点がありましたら、宮城労働局健康安全課に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」までお気軽に御相談ください。

～取組の5つのポイント～

◇テレワーク・時差出勤等の推進

◇体調不良者が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気づくり

◇距離確保、定期的換気、仕切り設置、マスク着用徹底等3密回避のための工夫

◇5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数・長時間の飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、休憩室・更衣室等場の切り替わり）での対策・呼びかけ

◇手洗い・手指消毒、咳エチケット、共用設備消毒等の基本的対策

●リーフレット（5つのポイント、対策実践例等）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/20210225covid19-syokuba-kansenbousi.html>

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

4. 春季における年次有給休暇の取得促進について

休暇をとって、
春を感じませんか？

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさ

で、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧
ください。

- ・登録していないにも関わらず本メールが配信され
た場合は、他の方が間違えて登録した可能性があ
りますので、上記の配信停止の手続きをお願いし
ます。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用
となっており、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部につい
ては、私的使用または引用など著作権法上認めら
れた行為として、出所を明示することにより、引
用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
